

## 保安林解除に係る「用地事情」の考え方について

林野庁治山課企画班

保安林を他の用途に転用するための解除の要件の1つである「用地事情」については、「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」や「保安林の転用に係る解除の取扱い要領の制定について」に示されています。

### 《通知内容》

保安林の転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること。

#### 一 通知該当箇所一

- 「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について（平成 12 年 4 月 27 日付け 12 林野治第 790 号事務次官通知）」第 2 の 1 の(3)のアの(i)及びイの(i)
- 「保安林の転用に係る解除の取扱い要領の制定について（平成 2 年 6 月 11 日付け 2 林野治第 1868 号）」第 2 の 3 の(1)のア及び(2)のア

### 【解説】

1 通知に示された要件は、次の2つのことを具備する必要があります。

- ① その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであること
- ② その土地以外に他に適地を求めることができないこと

2 「公的な各種土地利用計画」とは、国又は地方公共団体が策定等を行った計画が想定されており、都道府県及び市町村の総合振興計画又はそれに類する計画のほか、例えば次のような法定計画も該当します。また、法定計画でない地方公共団体が定める計画であっても、該当する場合があります。

[法定計画の例]

- ① 国土利用計画法に基づく都道府県計画及び市町村計画
- ② 東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備計画
- ③ 福島復興再生特別措置法に基づく地熱資源開発計画
- ④ 構造改革特区特別措置法に基づく構造改革特別区域計画
- ⑤ 総合特別区域法に基づく総合特別区域計画

3 「他に適地を求めることができないこと」を検討する範囲については、地方公共団体が

作成した公的な各種土地利用計画（国が作成した属地的な計画等を含む。）に即した施設の整備に伴う解除の場合、当該計画の対象範囲（例：市町村〇〇計画であれば当該市町村内、市町村〇〇地区計画であれば、当該地区内、県西部〇〇計画であれば、当該県の西部区域内）を目安とする方法などが考えられます。

- 4 以上を踏まえ、市町村が実施主体となる事業の実施に伴う保安林解除に係る用地事情の考え方については、① 市町村が策定する計画に沿った事業目的及び土地利用となっていること及び、② ①の土地利用計画の対象範囲において、適地を判断するために必要な諸条件を検討の上選定され、他に適地を求めることができない立地であることを確認する方法などが考えられます。